

# 御前崎市育英資金奨学生の募集について

令和3年4月に大学進学（短期大学・海外の大学を除く）を考えている方で、奨学金の貸与を希望する方を、下記のとおり募集しております。希望者は在学校の奨学金窓口をとおして申請してください。

なお、御前崎市在住の方に限ります。

## 記

- 1 出願期間 令和2年5月22日（金）まで
- 2 申込資格
  - ・両親の過去3年間（H29～R1）の平均所得が650万円以下
  - ・学業成績の平均値（5段階）が3.5以上
  - ・同居の世帯員に市税の未納がないこと
- 3 奨学金の月額 5万円
- 4 募集人員 20名程度（選考有）

※この奨学金は無利子です。

※連帯保証人2名（原則70歳以下）を立てていただきます。

※奨学生候補者選考委員会を開催し候補者を決定します。

※募集期間以外は受付をしないので御承知おきください。

※不明な点は御前崎市教育委員会教育総務課又は在 schools 奨学金窓口へお尋ねください。

御前崎市教育委員会 教育総務課 TEL 0537 - 29 - 8733
--

## (参考)

1. 育英資金は、大学進学予定者が大学在学中に給付ではなく貸与を受けるもので、その予約ということによろしいですか。

→国内四年制大学に進学予定者が大学在学中に月額5万円の「給付」ではなく「貸与」を受けることができます。

申請していただいたあと、奨学生候補者選考委員会の審査が通れば、貸与が受けられる奨学生候補者となります。正式な決定は、入学後に書類の提出を確認してからとなります。

2. 奨学生候補者（貸与内定者）が試験に合格できず、浪人する場合はどのような扱いとなりますか。

→貸与することができません。この場合、「奨学生候補者辞退届」を提出していただきます。

3. 貸与期間は令和3年4月～令和8年3月の4年間でよろしいですか。

→お見込のとおりです。

4. 3の場合、大学院への進学等により在学期間が4年以上になった場合はどのような扱いになりますか（4年間で打ち切りですか）。

→貸与は4年間で打ち切れ、6ヶ月後に返還が始まります。6の回答にもなりますが、返還猶予願やその他必要書類を提出していただき審査が通れば、返還猶予が可能となります。

5. 返済方法はどのようになっていますか。[開始期日、方法（月払い or 年払い）、回数等]

→卒業後6ヶ月経過した月から毎月最低1万円ずつの返還が始まります。返済方法は納付書（現金）払いか口座引き落としで、全額返還するまでとなります。（3月に卒業したらその年の10月から返還が開始）

6 返済に猶予措置はありますか（4の場合や就職できなかった場合）

→4の回答に繋がりますが、大学院への進学や留年、就職できなかった場合は、返還猶予願やその他必要書類を提出していただき審査が通れば、猶予可能となります。

7. 海外の大学へ進学した場合、貸与することができますか

→いいえ。海外の大学へ進学する方に貸与はしておりません。

第1号様式

# 奨学生申請書

令和 年 月 日

御前崎市長様

本籍

申請者住所

氏名



次のとおり奨学生になることを申請します。

在学(卒業)している高等学校	学校名			
	卒業(予定)年月日	令和 年 月 日		
入学希望大学	大学名			
	住所			
	学部			
上記大学を選んだ理由				
奨学生を申請する理由(家庭事情などを詳細に記入)				
保護者同意欄	住所	氏名	印	申請人との関係



# 履 歴 書

ふりがな		男・女
氏 名		印

本 籍		戸籍筆頭者 氏 名	
現住所		電 話	

年	月	学歴・職歴（各別にまとめて書く）

	氏 名	続柄	年齢	職業及び勤務先	昨年の年間所得
	家 族 構 成		本人		
					円
					円
					円
					円
					円
					円
					円

※昨年の年間所得は、令和元年中の就学者を除く家族の1か年の全所得金額（収入から必要経費を引いた額。給与収入の場合は源泉徴収票の給与所得控除後の金額）を記入すること。